



# 〔ご案内〕肥料価格高騰対策事業

高騰する肥料費に対し農家の皆様を支援します



智頭町農業再生協議会

化学肥料の低減に向けて取り組む農産物等販売がある農業者の皆様に、価格高騰している肥料費に対して支援します。

## 支援の対象となる肥料

令和4年6月から令和5年2月(※)に注文(価格決定)または購入した肥料が対象です。

※今後変更(延長)される可能性があります



## 支援の内容

国は、前年度から増加した肥料費について、その**7割**を支援金として交付します。

$$\text{支援金} = \left( \text{当年の肥料費} - \frac{\text{当年の肥料費} \div \text{価格上昇率} \div \text{使用量低減率}}{\left[ \text{国が決定} \right] \left[ 0.9 \right]} \right) \times 0.7$$

(さらに鳥取県では1割(×0.1)の上乗せ)

## 申請に必要なもの

### ① 注文票(肥料名、価格、数量がわかるもの)、請求書又は領収書

※写しで可

・次の2つに区別する必要があります(別々に申請のため)

(a) 令和4年6月～10月に注文した肥料(本年秋肥)

(b) 令和4年11月～令和5年2月に注文した肥料(来年春肥)

・注文によらず購入した肥料(ホームセンター等)は、レシート等と肥料一覧表が必要です

(注) 申請する肥料は、それを使用する(使用した)作物をお尋ねすることがあります

### ② 化学肥料の低減に向けた取組(2つ以上)に取り組む計画書

次ページ以降を参照

# 農業者の皆様に記入いただくもの

化学肥料の低減（2割削減）に向けた取組は・・・

⇒ 取組メニューうち2つ以上 行うことで支援の対象

様式第1-1号(参加農業者用)

## 化学肥料低減計画書

### <作付概要>

作物名	作付面積 (ha)
〇〇〇	
〇〇〇	
その他	
計	

### <対象肥料>

秋用	春用

※いずれかに○を付けてください

「令和4年度又は令和5年度の取組」欄に、  
取り組めるものに○を記入してください。

- ・ 2つ以上に○が付けばOKです。
- ・ 既に取り組んでいるものもカウントできます。  
(その場合、1つ以上は、新しい取組または従来の取組の強化・拡大  
(「◎」で記入)を含むようにしてください。)



1. 実施する(してきた)取組
2. 「令和4年度又は令和5年度」のうち1つ以上は、

取組メニュー	前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度の取組
ア 土壌診断による施肥設計	○	○
イ 生育診断による施肥設計		
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ 堆肥の利用	○	◎
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)		
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)		
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用		
ク 緑肥作物の利用		
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用		
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む)		
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用		
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用		
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し (ア～スに係るものを除く。)		
ソ 地域特認技術の利用( )		

① 当年肥料費を記載してください。⇒私の当年肥料費は合計\_\_\_\_\_円です。

② チェック欄にチェック(✓)した上で署名してください。

私は、添付した領収書(請求書)等記載の肥料(肥料費)について、以下のとおり確約します。

チェック欄

- 1. 記載の肥料は令和4年秋肥又は令和5年春肥として確実に購入し、自らの農業生産に使用します。
- 2. 本計画書及びその他の提出書類について、必要に応じて関係機関で共有することを承諾します。
- 3. 本事業に係る報告や立入り調査について、事業実施主体等から協力を求められた場合は応じます。
- 4. 取組を実施したことが確認できる資料や写真等の証拠書類について、  
支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管し、事業実施主体等から求められた場合は提出します。
- 5. 以下の場合には支援金を返還すること、又は、交付されないことについて異存ありません。  
ア 本計画書及びその他の提出書類において、虚偽の内容を申請したことが判明した場合  
イ 正当な理由がなく、本計画書に記載した取組を実施していないことが判明した場合

氏名(自署)

注文票

本提出様式に、以下の書類(写しで可)を添付して提出してください。

- ・ 肥料を発注したことを証明する書類(注文票など)
- ・ 肥料費を支払った(支払い義務が生じている)ことを証明する書類(領収書、請求書など)





# 農業者の皆様に記入いただくもの



様式第1-2号(参加農業者用)

氏名(法人・組織名)

住所

電話番号

## 購入肥料(当用買い)一覧表

購入日	銘柄	商品規格 (kg, L等)	数量	購入金額	購入場所	領収書等 取組実施者 確認欄

注文によらず購入した肥料(ホームセンター等)の場合  
こちらの肥料一覧表を作成が必要です

合計

- 1 注文によらず購入した(ホームセンターでの購入等)肥料を記載すること。
- 2 記載した内容が確認できる領収書等を添付すること(各証明書類に肥料以外の資材等が含まれる場合は、当年の肥料費に計上する部分がわかるように印等をつけておくこと)。
- 3 枠が足りない場合は適宜追加すること。



## 申請時に準備する主なこと



項目	内容
① 作物毎の作付面積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 肥料を使用する作物毎の作付面積(秋肥、春肥毎)。(注) 同一作物で、有機・特別栽培等と慣行栽培がある場合は区分すること。</li> </ul>
② 取組を行う作物の詳細	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 化学肥料低減の取組を行う作物について、取組を行う年度(R4、R5の別)、取組内容の詳細、取組の面積等。</li> </ul>
③ 肥料と作物の関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象となる肥料は、普通肥料と特殊肥料。(注) 肥料とならない土壌改良材は対象外。</li> <li>・ 申請の肥料が、どの作物のものかを明確にすること。(注) 支援金の算定に必要となることがある。</li> </ul>

# 農業者の主な役割



項目	内容
① 取組実施の根拠書類等の保管	・ 取組内容がわかる書類、写真等を保管 (例) 土壌診断結果(肥料設計)、変更後の肥料設計、堆肥・肥料等の購入伝票、作業時の写真等 (注) <b>取組の強化・拡大の場合</b> は、 <u>前年度までの状況が比較できる書類等も保管</u>
② 取組実施の証拠書類等の提出	・ 取組に関する根拠書類等を地域協議会への提出が必要。(地域協議会は、5年間保管)
③ 取組の実施状況報告等の提出	・ 化学肥料低減の取組について、次の報告が必要。 ①令和5年度に中間報告 ②令和6年までの2年間の実施状況報告 (注) 地域協議会は、②の報告を受け、現地確認調査を行うことがあります。

## スケジュール

概ねのスケジュールは以下のとおりですが、**早めの相談、書類準備**をお願いします。

令和4年12月～  
令和5年2月未まで

農業者からの申請 ※秋肥と春肥は別々に書類準備

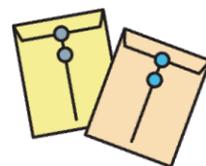
令和5年3月未まで

農業者への支援金の交付

## お問い合わせ先・申請先

### ● お問い合わせ・申請窓口

智頭町農業再生協議会事務局 (JA鳥取いなば智頭支店3階)  
TEL:0858-75-2992



以下「申請に必要なもの」をお持ちの上、申請してください。

※秋肥と春肥は別々に書類準備をお願いします。

- ①注文票(肥料名、価格、数量がわかるもの)、請求書又は領収書
- ②記入いただいた「化学肥料低減計画書」

### ● 事業全般の相談(事業実施主体)

鳥取県 生産振興課 肥料価格高騰対策



鳥取県農業再生協議会事務局(鳥取県農林水産部農業振興監生産振興課)  
TEL:0857-26-7417、7649

ホームページ(生産振興課):<https://www.pref.tottori.lg.jp/307380.htm>

※ 県ホームページに事業内容等、国ホームページのリンクが掲載されています。